

確定申告の期限延長に伴う 対応について

税務申告相談会における感染予防対策

新型コロナウイルスの感染予防のため、申告相談会において、下記の対応を行っています。

ご理解とご協力をお願いします。

なお、感染の蔓延が懸念される事態となった場合には、対策を変更しうることがありますのでご了承ください。

マスクの着用

感染予防対策のため、職員はマスク着用で対応しています。相談をする人についても、原則マスクを着用してご来場ください。

申告相談会以外での申告書作成の推奨

濃厚接触を避けるために、申告相談会場にご来場せず、ご自宅での国税庁ホームページを活用した確定申告書の作成や、e-Taxでの申告をぜひご検討ください。

確定申告の期限延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁より申告所得税（確定申告）の期限を1か月延長し、4月16日[㊤]までとすることが発表されました。贈与税と個人事業者の消費税の申告期限も、4月16日[㊤]に延長されています。

この延長に伴う対応は下記のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

湯沢町（湯沢町役場西館会議室）での申告相談

当初の予定どおり3月16日[㊤]で終了します。3月17日[㊤]以降は、小千谷税務署でご相談ください。ご自身で作成した確定申告書は、3月17日[㊤]以降も湯沢町役場税務課で提出できます。

小千谷税務署での申告相談

3月17日[㊤]以降も、相談窓口を開設します。
作成の相談が必要な人は、小千谷税務署でご相談ください。

小千谷税務署
代表番号 ☎ 0258 - 83 - 2090
(小千谷市東栄1丁目5番24号)

町・県民税の申告期限

確定申告期限の延長に伴い、町・県民税申告の期限も4月16日[㊤]まで延長します。税務課窓口で申告してください。

問 湯沢町役場 税務課
☎ 025 - 784 - 3452